

平成14年9月3日(火曜日)第3回定例会

出席議員(22名)

1番	佐藤清	議員	2番	松田孝	議員
3番	猪倉謙太郎	議員	4番	石川忠義	議員
5番	荒木春吉	議員	6番	安孫子市美夫	議員
7番	柏倉信一	議員	8番	鈴木賢也	議員
9番	伊藤忠男	議員	10番	高橋秀治	議員
11番	高橋勝文	議員	13番	新宮征一	議員
14番	佐藤穎男	議員	15番	伊藤諭	議員
16番	佐藤暘子	議員	17番	川越孝男	議員
18番	内藤明	議員	19番	松田伸一	議員
20番	那須稔	議員	21番	佐竹敬一	議員
22番	遠藤聖作	議員	24番	井上勝	議員

欠席議員(2名)

12番	渡辺成也	議員	23番	伊藤昭二郎	議員
-----	------	----	-----	-------	----

説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市長	安孫子・也	助役
渋谷勝吉	収入役	大泉慎一	教育委員長
奥山幸助	選管委員長	武田浩	農業委員会会長
兼子昭一	庶務課長	荒木恒	企画調整課長
秋場元	財政課長	宇野健雄	税務課長
井上芳光	市民課長	石山修	生活環境課長
安彦守	土木課長	片桐久志	都市計画課長
鹿間康	下水道課長	安達勝雄	農林課長
兼子善男	商工観光課長	尾形清一	地域振興課長
安食正人	健康福祉課長	小松仁一	会計課長
浦山邦憲	水道事業所長	那須義行	病院事務長
大谷昭男	教育長	芳賀友幸	管理課長
芳賀彰	学校教育課長	斎藤健一	社会教育課長
			選挙管理委員会
石山忠	社会体育課長	三瓶正博	事務局長
			監査委員長
安孫子雅美	監査委員	布施崇一	事務局長
	農業委員会		
真木憲一	事務局長		

事務局職員出席者

安孫子勝一	事務局長	鈴木一徳	局長補佐
月光龍弘	庶務主査	大沼秀彦	主任

議事日程第1号

第3回定例会

平成14年9月3日(火)

午前9時30分開議

開 会

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- " 2 会期決定
- " 3 諸般の報告
(1) 定例監査結果等報告について
- " 4 行政報告
(1) 寒河江市農業委員会委員選挙の結果並びに推薦により選任した委員の報告について
- " 5 人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについて
- " 6 議第 48号 寒河江市教育委員会委員の任命について
- " 7 議案説明
- " 8 委員会付託
- " 9 質疑、討論、採決
- " 10 議第 49号 表彰について
- " 11 議案説明
- " 12 委員会付託
- " 13 質疑、討論、採決
- " 14 報告第 6号 損害賠償の額の決定についての専決処分報告について
- " 15 認第 1号 平成13年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について
- " 16 認第 2号 平成13年度寒河江市水道事業会計決算に認定について
- " 17 議第 50号 平成14年度寒河江市一般会計補正予算(第2号)
- " 18 議第 51号 平成14年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- " 19 議第 52号 平成14年度寒河江市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- " 20 議第 53号 寒河江市議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正について
- " 21 議第 54号 寒河江市課制条例の一部改正について
- " 22 議第 55号 寒河江市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- " 23 議第 56号 寒河江市国民年金印紙購入基金条例の廃止について
- " 24 議第 57号 寒河江市市税条例の一部改正について
- " 25 議第 58号 寒河江市低開発地域工業開発地区固定資産税課税免除条例の一部改正について
- " 26 議第 59号 寒河江市幼児学級条例の廃止について
- " 27 議第 60号 寒河江市立保育所設置条例の一部改正について
- " 28 議第 61号 寒河江市医療費支給に関する条例の一部改正について
- " 29 議第 62号 寒河江市農業委員会委員の選挙区及び定数に関する条例の一部改正について
- " 30 議第 63号 寒河江市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

- " 3 1 議第 6 4 号 寒河江市立病院使用料及び手数料条例の一部改正について
 - " 3 2 議第 6 5 号 字の区域及び名称の変更について
 - " 3 3 議第 6 6 号 市道路線の廃止について
 - " 3 4 議第 6 7 号 市道路線の認定について
 - " 3 5 請願第 1 0 号 学校事務職員及び学校栄養職員の給与費等について、現行の義務教育費国庫負担制度を維持するよう、国に対して「意見書」の提出を求める請願
 - " 3 6 議案説明
 - " 3 7 監査委員報告
 - " 3 8 質疑
 - " 3 9 予算特別委員会設置
 - " 4 0 決算特別委員会設置
 - " 4 1 委員会付託
 - " 4 2 議員派遣の件
 - " 4 3 議案第 9 号 山形大学教育学部の存続を求める意見書の提出について
 - " 4 4 議案説明
 - " 4 5 委員会付託
 - " 4 6 質疑、討論、採決
- 散 会

平成14年9月第3回定例会

本日の会議に付した事件

議事日程第1号に同じ

第3回定例会日程

平成14年9月3日(火)開会

月 日	時 間	会 議		場 所
9月 3日(火)	午前9時30分	本 会 議	開会、会議録署名議員指名、会期決定、諸般の報告、行政報告、人権擁護委員の候補者推薦、教育委員会委員任命議案上程、同説明、委員会付託、質疑・討論・採決、表彰議案上程、同説明、委員会付託、質疑・討論・採決、議案・請願上程、同説明、監査委員報告、質疑、予算特別委員会設置、決算特別委員会設置、委員会付託、議員派遣の件	議 場
	本会議終了後	予算特別委員会	付 託 案 件 審 査	議 場
9月 4日(水)	休 会			
9月 5日(木)	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場
9月 6日(金)	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場
9月 7日(土)	休 会			
9月 8日(日)	休 会			
9月 9日(月)	休 会			
9月10日(火)	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場
9月11日(水)	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場
9月12日(木)	午前9時30分	総 務 委 員 会 分 科 会	付 託 案 件 審 査	第2会議室
		文 教 経 済 委 員 会 分 科 会	付 託 案 件 審 査	第4会議室
		厚 生 委 員 会 分 科 会	付 託 案 件 審 査	議会図書室
		建 設 委 員 会 分 科 会	付 託 案 件 審 査	2階会議室
9月13日(金)	午前9時30分	決算特別委員会	付 託 案 件 審 査	議 場
9月14日(土)	休 会			
9月15日(日)	休 会			
9月16日(月)	休 会			
9月17日(火)	休 会			
9月18日(水)	午前9時30分	予算特別委員会	付 託 案 件 審 査	議 場
	予算特別委員会終了後	本 会 議	議案・請願上程、委員長報告、質疑・討論・採決、閉会	議 場

開 会 午前 9 時 3 0 分

佐藤 清議長 おはようございます。

これより平成 14 年第 3 回寒河江市議会定例会を開会いたします。

本日の欠席通告議員は、渡辺成也議員、伊藤昭二郎議員であります。

出席議員は定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本定例会の運営につきましては、8 月 29 日及び本日 9 月 3 日に開催されました議会運営委員会で審議されております。

本日の会議は議事日程第 1 号によって進めてまいります。

会議録署名議員指名

佐藤 清議長 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 80 条の規定により、議長において 13 番新宮征一議員、15 番伊藤 諭議員を指名いたします。

会期決定

佐藤 清議長 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員会の審議結果に基づき、本日から 9 月 18 日までの 16 日間といたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、会期は 16 日間と決定いたしました。

佐藤 清議長 市長より発言の申し出がありますので、これを許します。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 第 19 回全国都市緑化やまがたフェア・やまがた花咲かフェア '02 の御報告と御礼を申し上げます。

やまがた花咲かフェア '02 は去る 6 月 15 日から 8 月 26 日までの 73 日間、寒河江会場と新庄会場で開催いたしました。両会場合わせて 119 万 1,257 人の入場者となりました。

そのうち寒河江会場は、73 万 1,256 人、やまがた花咲かフェア終了後のお盆期間中開催いたしましたさがえ花咲かフェアには 3 万 817 人、合わせて 76 万 2,073 人の方々から入場いただきました。

寒河江会場にご来場いただいた方々には、月山・朝日の山並み、雄大に流れる最上川など、周囲のすばらしい景観と一体となった美しい花壇や格調高い庭園、魅力いっぱいの展示物を心行くまでごらんいただけたものと思っております。そして、花と緑のすばらしさと大切さを認識していただくとともに、多くの感動を味わっていただいたものと思っております。

このように、入場者も当初計画を大きく上回り、内容的にも高い評価を得まして、大成功のうちに幕を閉じることができましたのも、ひとえに市議会を初め各種団体、企業、関係機関の御協力と御支援のおかげと思っております。そして、何といたっても 4 万 4 千市民の皆さんの緑化フェアを成功させようとの努力と心意気であり、心から感謝申し上げます。

振り返ってみますと、平成 8 年から会場誘致活動を始めまして、平成 10 年 11 月 26 日、当時の建設大臣より開催承認をいただいて以来、寒河江市における世紀の一大イベントとして位置づけ、市民各層、関係機関のご意見を賜りながら、花のまち寒河江を全国にアピールする絶好の機会としてとらえ準備を進め、喜ばれ、楽しめるフェアの開催に当たってまいりました。

会場までの交通アクセス、フラワーロードを初めとする幹線道路沿いの飾花、プランター設置、ボランティアの育成活動、フェア会場での花壇展示やイベント参加、おもてなしなどなど、多くの事業を市民の御協力を得て実施することができました。重ねて御礼申し上げます。次第であります。

今後は、緑化フェアを契機に、なお一層高まった市民の花、緑に対する意識や市民運動を一過性のものとせず、あらゆる分野でまちづくりに生かしていくとともに、ポスト緑化フェアを市民の皆さんと一緒に実施し、寒河江の花と緑・せせらぎのまちづくりをさらに推進してまいりたいと考えております。

緑化フェアの成果を、未来にはばたく寒河江のまちづくりに生かしていくことを市民の皆さんと誓い合い、御礼のあいさつとさせていただきます。ありがとうございます。

諸般の報告

佐藤 清議長 日程第 3、諸般の報告をいたします。

(1) 定例監査結果等報告については、お手元に配付しておりますプリントによって御了承願います。

行政報告

佐藤 清議長 日程第 4、行政報告であります。

(1) 寒河江市農業委員会委員選挙の結果並びに推薦により選任した委員の報告について、市長から報告を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 寒河江市農業委員会委員選挙の結果並びに推薦により選任した委員について御報告申し上げます。

平成 14 年 7 月 7 日執行の寒河江市農業委員会委員選挙の結果並びに農業委員会等に関する法律第 12 条第 1 号及び第 2 号の規定に基づき推薦により選任した委員は、お手元に配付いたしました別紙名簿のとおりであります。以上です。

佐藤 清議長 ただいまの行政報告について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議案上程

佐藤 清議長 日程第 5、人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについてを議題といたします。

本件については、お手元に配付しております文書のとおり、委員候補者 2 名の推薦について、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により市長から意見を求められております。

お諮りいたします。

これに同意することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについては、これに同意することに決しました。

議案上程

佐藤 清議長 日程第 6、議第 48 号寒河江市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

議案説明

佐藤 清議長 日程第 7、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 議第 48 号寒河江市教育委員会委員の任命について御説明申し上げます。

教育委員会委員のうち、大沼保義委員が 9 月 30 日をもって任期満了となりますので、引き続き任命いたしたく提案するものであります。よろしく御審議の上、御同意くださるようお願い申し上げます。

委員会付託

佐藤 清議長 日程第 8、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第 48 号については、会議規則第 37 条第 2 項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第 48 号については、委員会付託を省略することに決しました。

質疑、討論、採決

佐藤 清議長 日程第 9、これより質疑、討論、採決に入ります。

議第 48 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第 48 号を採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第 48 号は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第 48 号はこれに同意することに決しました。

議案上程

佐藤 清議長 日程第 10、議第 49 号を議題といたします。

議案説明

佐藤 清議長 日程第 11、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 議第 49 号表彰について御説明申し上げます。

地方自治の振興や本市の興隆、発展に寄与され、市政に功労のあった方々について表彰を行うため、本市の表彰条例に基づき議会の同意を得ようとするものであります。

鈴木百合子氏は、積極的に地域活動や障害者福祉活動に参加され、障害者の社会参加の模範となる一方、寒河江市身体障害者福祉協会会長を初め数多くの要職につかれ、40 年間余の長きにわたり障害者の社会参加、協会活動の拡大と活性化を提唱され、身体障害者の福祉向上に大きく貢献をされました。

アイジー工業株式会社は、緑化関係事業に充てるためとして本市に 1,000 万円を寄贈されたもので、本市の花・緑・せせらぎで彩るまちづくりに大きく寄与するものであります。

鈴木氏及びアイジー工業株式会社の功績、経歴等の詳細については別紙資料のとおりであります。また、この件につきましては、去る 8 月 19 日に開催いたしました表彰審査委員会において審査していただいた結果、全員一致をもって表彰することが適当である旨、報告を得ましたので御提案申し上げます。

以上、よろしく御審議の上、御同意くださるようお願い申し上げます。

委員会付託

佐藤 清議長 日程第 12、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第 49 号については、会議規則第 37 条第 2 項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第 49 号については、委員会付託を省略することに決しました。

質疑、討論、採決

佐藤 清議長 日程第 13、これより質疑、討論、採決に入ります。

議第 49 号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 49 号を採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第 49 号は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第 49 号はこれに同意することに決しました。

議案上程

佐藤 清議長 日程第 14、報告第 6 号から日程第 35、請願第 10 号までの 22 案件を一括議題といたします。

議案説明

佐藤 清議長 日程第 36、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 初めに、報告第 6 号損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について御説明申し上げます。

平成 12 年 8 月 14 日午前 10 時ころ、寒河江市立病院内科外来診察室において、目まい症の治療のために点滴を行った際に、点滴漏れが発生し損害を与えた事故について、示談書を取り交わすに当たり、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分をしたので御報告申し上げます。

次に、認第 1 号平成 13 年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について御説明申し上げます。

平成 13 年度の市立病院事業は、本市及び西村山地域における中核的な公的医療機関として、地域住民の医療ニーズにこたえ、患者中心の医療を遂行するため、高度医療器械の導入等を計画的に進め、質の高い医療サービスの提供に努めてまいりました。

建設改良事業としては、医療情報処理システムを導入し効率的な業務処理体制の構築に努めるとともに、経食堂トランスジューサ、内視鏡デジタルファイリングシステムなどの新規導入、関節鏡カメラシステム、眼圧計などの更新を行い、受診動向に即した医療機器整備を進め、診断、治療の一層の向上を図るなど、医療供給体制の充実に努めてまいりました。

経営面では、外来収益は増加しましたが、入院収益は減少し、医業収益としては前年度対比で 2.5%の減少となりました。一方、医業費用では、材料費は減少しましたが、給与費、経費、減価償却費などの増により、費用全体としては 0.6%の増加となり、収益的収支では 1,474 万 2,795 円の純損失となりました。

以下、決算の概要について御説明申し上げます。

初めに、収益的収支について申し上げます。

収入については、病院事業収益は 25 億 645 万 6,258 円で、そのうち医業収益は 22 億 7,110 万 9,877 円、医業外収益は 2 億 3,534 万 6,381 円 であります。これを前年度と比較してみますと、医業収益は 5,838 万 5,390 円の減少で 2.5%の減、医業外収益は 266 万 3,110 円の増加で 1.1%の増、病院事業収益では 5,572 万 2,280 円の減少となり 2.2%の減となりました。

次に、支出について申し上げます。病院事業費用は 25 億 2,119 万 9,053 円で、そのうち医業費用は 24 億 5,243 万 2,757 円で、医業外費用は 6,876 万 6,296 円であります。対前年度比較では、病院事業費用は 1,452 万 2,177 円の増加、0.6%の伸びとなりました。これにより、収益的収支において 1,474 万 2,795 円の純損失となりました。

次に、資本的収支について申し上げます。収入については 1 億 7,500 万円で、その内容は企業債であります。支出については 2 億 8,924 万 978 円で、内訳は建設改良費 1 億 7,715 万 7,050 円と企業債償還金 1 億 1,208 万 3,928 円であります。その結果、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額は 1 億 1,424 万 978 円となりますが、過年度分損益勘定留保資金で補てんいたしました。

損益計算書では、経常収益 25 億 645 万 6,258 円に対し、経常費用 25 億 2,119 万 9,053 円となり、1,474 万 2,795 円の経常損失となりました。

剰余金計算書については、前年度積み立てした減債積立金 200 万円のほか、繰越利益剰余金が 2,256 万 3,357 円ありましたが、当年度純損失が 1,474 万 2,795 円となったため、これにより当年度末処分利益剰余金が 782 万 562 円となりました。

剰余金処分計算書については、当年度未処分利益剰余金 782 万 562 円を翌年度繰越利益剰余金とするものです。

その他、資産、負債、資本の内容及び状況については貸借対照表に記載のとおりであります。

今後とも医療サービスの一層の向上と経営の健全化に向け努力してまいり所存であります。

次に、認第 2 号平成 13 年度寒河江市水道事業会計決算の認定について御説明申し上げます。

平成 13 年度の水道事業は、将来にわたる市民生活や産業面での水需要等に対応した第 4 次拡張計画の推進を柱として、効率的な事業運営による健全経営の維持、良質な水道水の安定確保及び水道水の有効利用を重点目標に進めてまいりました。

建設改良事業では、下水道工事等の公共事業に並行した配水管布設替工事などに積極的に取り組むとともに、第 4 次拡張事業に伴う配水池増設のための用地取得などに着手し、あわせて施設の維持管理、自己水源の保全、漏水調査等経営基盤の強化を図りながら、市民サービスの一層の向上に努めてまいりました。

また、財政運営については、経費の節減、効率的な予算の執行及び計画的投資により、健全財政の維持に努めてまいったところであります。

以下、決算の概要を御説明申し上げます。

初めに、平成 13 年度水道事業決算報告書について御説明申し上げます。

まず、収益的収入及び支出であります。収入面では、公共下水道の普及に伴う生活水準の向上、給水件数の増加などのため、水道事業収益総額は 12 億 5,012 万 1,260 円で、対前年度比 4.8%の増となりました。一方、支出面では、経費の節減と予算の効率的な執行を図りながら健全経営に努め、水道事業費用総額は 9 億 7,913 万 841 円で、対前年度比 1.1%の増となりました。この結果、収益的収支では差し引き 2 億 7,099 万 419 円収益が費用を上回るところとなり、純利益として 2 億 5,665 万 2,303 円を計上することができました。

次に、資本的収入及び支出であります。収入は企業債、工事負担金で、収入総額は 1 億 2,862 万 1,666 円となりました。支出は建設改良費が 3 億 1,567 万 7,588 円、企業債償還金は 1 億 3,431 万 7,162 円で、支出総額は 4 億 4,999 万 4,750 円となりました。この結果、資本的収支では差し引き 3 億 2,137 万 3,084 円の資金不足となりましたが、これについては過年度分損益勘定留保資金 28 万 8,383 円、当年度分損益勘定留保資金 2 億 1,693 万 8,090 円、建設改良積立金 9,000 万円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1,414 万 6,611 円で補てんいたしました。

次に、平成 13 年度水道事業剰余金処分計算書案について御説明申し上げます。

当年度の未処分利益剰余金は 3 億 664 万 7,275 円ですが、このうち減債積立金に 5,000 万円、建設改良積立金に 2 億円を処分しようとするものであります。その結果 5,664 万 7,275 円を翌年度繰越利益剰余金とするものであります。

その他、剰余金及び資産、負債、資本の内容、状況等については、それぞれ剰余金計算書及び貸借対照表に記載のとおりであります。

以上、2 件の決算についてよろしく御審議の上、御認定くださるようお願い申し上げます。

次に、議第 50 号平成 14 年度寒河江市一般会計補正予算（第 2 号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、課の新設に伴う予算の組み替えや寒河江地区クリーンセンター分担金、側溝整備、排水路整備費の追加を初め、市民文化会館屋根防水改修工事及び台風 6 号による災害復旧費などを計上するものであります。その結果、3 億 5,199 万 2,000 円の追加となり、予算総額は歳入歳出それぞれ 151 億 7,595 万 6,000 円となるものであります。

以下、その大要について御説明申し上げます。

第 1 款議会費については、姉妹都市安東市訪問旅費を追加するものであります。

第 2 款総務費については、財政調整基金積立金 1,000 万円を計上するほか、課の新設に伴う景観形成費の

予算の減額が主なものであります。

第3款民生費については、家族介護者交流激励支援事業費などとして362万3,000円を計上するのが主なものであります。

第4款衛生費については、肝炎ウイルス検診委託料などとして466万5,000円を計上するほか、普通交付税に寒河江地区クリーンセンター分として措置された1億6,685万9,000円を追加計上するものです。

第6款農林水産費については、中山間地域戦略作物産地形成事業費として310万円、森林整備地域活動支援交付金事業費544万3,000円を追加計上するほか、課の新設に伴いいこいの森運営費を減額するものであります。

第7款商工費については、課の新設に伴うチェリーランド費と地域振興費の減額が主なものであります。

第8款土木費については、道路橋りょう整備事業費に2,130万円、排水路整備事業費として1,050万円を追加計上するほか、新しい課の予算として花・緑・せせらぎ推進費を新設し、これに伴う公園費の減額が主なものであります。

第9款消防費については、防火水槽設置費として200万円を追加するのが主なものであります。

第10款教育費については、小中学校の暖房機器の取りかえ工事費などや教室等定期環境衛生検査委託料費として1,444万1,000円を計上するほか、市民文化会館屋根防水改修工事費として3,500万円を計上するのが主なものであります。

第11款災害復旧費については、台風6号による農業用施設災害復旧費2,251万1,000円、道路河川等災害復旧費として3,325万4,000円をそれぞれ追加計上するものであります。

これら歳出予算に対する歳入については、地方交付税1億6,685万9,000円、国県支出金4,932万4,000円、寄附金1,000万円、繰越金6,699万9,000円、市債6,379万1,000円等に対応することといたしました。

第2表地方債補正については、文化センター整備事業債を追加するほか、本町駐車場整備事業ほか5事業について限度額をそれぞれ変更するものであります。

次に、議第51号平成14年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、療養給付費交付金等の返還金として897万6,000円を追加計上し、その歳出予算に対する歳入については、繰越金897万6,000円の追加で対応するものであります。その結果、歳入歳出予算の総額は28億2,397万6,000円となるものであります。

次に、議第52号平成14年度寒河江市介護保険特別会計補正予算(第1号)について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、介護保険事業の財政運営の安定化を図るため、介護保険給付費準備基金積立金1,547万円を計上するとともに、平成13年度の介護保険給付費国庫負担金等を清算するため返還金2,918万4,000円を計上するものであります。これに対する歳入については、繰越金を追加計上し対応するものであります。その結果、予算総額は歳入歳出それぞれ20億4,665万4,000円となるものであります。

次に、議第53号寒河江市議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

地方自治法の一部改正により規定整備のため所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第54号寒河江市課制条例の一部改正について御説明申し上げます。

第19回全国都市緑化やまがたフェアにおいて、予想をはるかに上回る73万人もの入場者を迎え、花・緑・せせらぎで彩る寒河江を全国にアピールするとともに、花と緑に対する市民の意識をさらに高めることができました。

この意識の高まりを今後のまちづくりに生かし、花・緑・せせらぎのまちづくりとグラウンドワークをより一層推進するとともに、花の植栽や飾花、清らかな流れのせせらぎ空間づくりなど、現在各課で対応している

花・緑・せせらぎ推進に関する事業や公園、緑地、街路樹などの管理を一元化し、市内全域の調和のとれた美しい街並み景観の形成を図るため、さらに緑化フェア後の最上川ふるさと総合公園の有効活用と管理体制の充実を図るため、新課を設置するべく所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第 55 号寒河江市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。国家公務員に準じて、小学校就学前の子の看護のための休暇について所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第 56 号寒河江市国民年金印紙購入基金条例の廃止について御説明申し上げます。

国民年金保険料収納業務が社会保険庁に移行したことにより、本条例を廃止しようとするものであります。

次に、議第 57 号寒河江市市税条例の一部改正について御説明申し上げます。

法人税法等の一部改正に伴い、市民税の法人税割の課税標準等について所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第 58 号寒河江市低開発地域工業開発地区固定資産税課税免除条例の一部改正について御説明申し上げます。

現行条例は、租税特別処置法及び同施行令の規定により適用期間が平成 14 年 9 月 15 日をもって終了することとなりますが、本市の工業振興及び地場産業育成の観点から引き続き課税免除を行うため所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第 59 号寒河江市幼児学級条例の廃止について御説明申し上げます。

現在、本市が設置している幼児学級については、入級者が年々減少している状況にあります。幼児数の減少が幼児教育に及ぼす影響や子育てと仕事の両立支援など、社会的なニーズの変化に対応していくため、幼児教育の充実という観点から現在設置している幼児学級を平成 14 年度末で廃止しようとするものであります。

次に、議第 60 号寒河江市立保育所設置条例の一部改正について御説明申し上げます。

三泉幼児学級を廃止し、寒河江市立なか保育所の分園を設置するため所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第 61 号寒河江市医療費支給に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

健康保険法等の一部を改正する法律が平成 14 年 10 月 1 日から施行されることに伴い、訪問看護療養費の自己負担額を現行どおりとするため所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第 62 号寒河江市農業委員会委員の選挙区及び定数に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

字の区域及び名称の変更に伴い、選挙区の名称について所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第 63 号寒河江市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

字の区域及び名称の変更に伴い、給水区域の一部を改称するため所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第 64 号寒河江市立病院使用料及び手数料条例の一部改正について御説明申し上げます。

診療報酬制度の改正により、重症患者等を除く長期入院患者で、同一の傷病による入院期間が 180 日を超えた場合、180 日を超える日数の入院基本料が 15%削減され、削減される額については自己負担となることから、入院費用の患者負担額の算定基準を定め、使用料及び手数料について所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第 65 号字の区域及び名称の変更について御説明申し上げます。

国土調査法に基づく地籍調査を実施しました幸生地区内の飛地や混在する字界について、整然とした字の区域に変更し住民の利便を図ろうとするものであります。

次に、議第 66 号市道路線の廃止について御説明申し上げます。

寒河江駅元町線は、寒河江駅前土地区画整理事業に伴い廃止しようとするものであります。

次に、議第 67 号市道路線の認定について御説明申し上げます。

一般県道田代白岩線の道路改良事業に伴い、県より移管になる路線を認定し、円滑な道路交通の確保と住民生活の向上に寄与しようとするものであります。

以上、18 議案について御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御可決くださるようお願い申し上げます。

監査委員報告

佐藤 清議長 日程第 37、監査委員報告であります。

なお、詳細につきましては、後日開会されます決算特別委員会において報告を求めるとし、この際、簡略をお願いします。

安孫子監査委員。

〔安孫子雅美監査委員 登壇〕

安孫子雅美監査委員 それでは、監査委員を代表いたしまして私から、平成 13 年度寒河江市公営企業会計決算審査の結果につきまして御報告を申し上げます。

第 1 に、審査の対象になりました会計は、平成 13 年度寒河江市立病院事業会計決算及び平成 13 年度寒河江市水道事業会計決算の 2 会計決算であります。

第 2 に、審査の方法であります。平成 14 年 6 月 11 日付をもって市長から審査に付された決算報告書及び財務諸表が、その事業の経営成績並びに財政状態が適正に表示されているか、計数に誤りがないかを重点的に、さらに会計伝票、関係諸証拠書類の提出を求め照合し、必要に応じて関係職員の説明を求める方法で審査をいたしました。

なお、貯蔵品につきましては、本年 3 月 29 日に行った実地棚卸しに立ち会い現物の確認をいたしております。

第 3 に、審査の結果であります。審査に付された決算報告書及び財務諸表は、地方公営企業関係法令及び各事業の会計規程等に準拠して作成され、経営成績及び財政状態を適正に表示しており、決算計数も誤りがなく適正であると認められました。

なお、各事業の決算諸表の表示するところにより、業務状況、予算の執行状況と経営成績及び財政状態を分析した結果につきましては、後日開会されます決算特別委員会において御報告申し上げることを御了承願います。本日の報告を終わらせていただきます。

質 疑

佐藤 清議長 日程第 38、これより質疑に入ります。

報告第 6 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第 1 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第 2 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 50 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 51 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 52 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 53 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 54 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 55 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 56 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 57 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 58 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 59 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 60 号に対する質疑はありませんか。川越孝男議員。

川越孝男議員 第 60 号についてお尋ねしたいわけでありますけれども、私ども会派としても厚生常任委員会にメンバーが配置されていないというふうなこともありまして、ここでお尋ねをしたいんですが、これは時代の変化によってそれぞれ幼児教育についての行政の対応というのは変わるということについては否定をするものではありません。

しかし、今回幼児学級を廃止して、この 60 号では三泉の幼児学級をなか保育所の分園と、こういうふうにするようになるわけでありますけれども、もちろん法治国でありますから法律や条例などに基づいて、それぞれの行政執行をしていくことになるわけであります。

したがって、これらに伴ってさまざまな部分で、実際やる場合に問題が生じてくるのではないかというふうに思いますし、特にその関係地域の保護者の皆さんや、あるいはその職場にかかわる職員の皆さん、労働者の皆さんもいろいろ条件が変わってくるわけであります。

したがって、対労使の関係でどういう協議がなされているのかどうか。今回の議会に提案するに当たって、労使の関係で法的な問題さまざまあろうというふうに思いますので、この点どう協議がなされているのかどうか、まずお尋ねをしたいと思います。

佐藤 清議長 庶務課長。

兼子昭一庶務課長 寒河江市の職員労働組合との協議は整っております。

佐藤 清議長 川越議員。

川越孝男議員 整っているというのは、私も、委員会に私どものメンバーも入っていないからここでお尋ねするんですが、組合の方から聞きますと確かにいろいろ話はされているようですけれども、例えば給食などが幼児学級の場合には、三泉小学校の校長先生が学級長さんという形の中でできておったというふうに思うんですが、保育所になった場合にどうなるのかとか、さまざまな法的な問題があると思うんです。

したがって、全部そういう法的なものもくぐして労使合意がされているのかどうか。そういうふうなことではなくて、ただ形で組合で話をしましたというだけでは、後々にさまざまな問題が発生するのではないかというような、私は心配があるんです。

したがって、そういうふうな部分をきちんとくぐした上で、保護者の皆さんにも心配ないように条件を整備をして条例改正をしていくというふうなのが、私は幼児学級をこれまで設置していた責任者として、あるいは今後幼児学級を廃止し、保育所の分園というふうにしていく設置責任者として当然のことではないかというふうに思うわけでありましてけれども、その辺の関係どうなっているのかお尋ねをしたい。

もし、整っていないとすれば困難を生じるのではないかというふうに私思いますので、ただ数だけで議会の中で条例を通していくということではなくて、法治国でありますので、そういうさまざまな問題点を事前に協議をしてクリアしておく、そして条例の改正なりを提案してくるというのが私は筋ではないかというふうに思いますので、この点お尋ねをし、もし協議が整っていない、さまざまな問題が懸念されるというようなことであれば、一たん引っ込めるといこともお考えあるのかどうか。

それをしないで、問題も解決しないで条例だけ通していくという進め方については、少し市長にも考えていただきたいということで2問目お尋ねをいたします。

佐藤 清議長 健康福祉課長。

安食正人健康福祉課長 お答えいたします。

幼児学級の廃止に伴う、その後の体制、対応というようなことにつきましては、教育委員会の管理課の方と詳細に話し合いをしながら、上部機関であります県の指導等も受けながら、幼児学級として使われてきた施設の内容について県の方にも説明申し上げ、利用をやる場合の県の指導なりあるいは市としての取り組みというようなことについて、詳細に話し合いをし今日に至っているということで、今回の9月の定例会に案としてたたいてもらっているわけですが、ただいまのお話の内容からしますと、いわゆる給食関係等に対してはどうか、さらには責任者はどうかというふうなことで、それぞれの分野に対する市としての考え方がまとまっているのかと、それらも含めて職員体制等々についてはどういうふうになっているのかというようなお話でございますが、今回の条例改正の中身としましては、いわゆるなか保育所を本園ということで、みいずみ分園というようなことで三泉幼児学級の施設をお借りしながら、あそこに分園ということで、本園には保育所の所長、現場には分園長というふうな形での対応をさせていただくと。さらに、学校側との給食の対応等々につきましても、夏休み等あるいはそういった、保育所の場合は夏休みはないわけでございますので、その点についても詳細に打ち合わせをしているという実態でございます。

当面、5歳児、4歳児というふうなことでの保育を最初はやらせていただきまして、地域の方の要望等も踏まえながら、今後どういうふうな方向に出てくるのかというようなことについては、今後地域の方々と話し合いをしながら対応をしていきたいというふうに考えております。いずれにしましても、施設利用も含めた冒頭

申し上げました県の指導も受けながら今回の対応をさせてもらっているという内容でございます。以上です。

佐藤 清議長 川越議員。

川越孝男議員 十分県の方とも協議されているようでありますので、問題ないのかというふうに思うんですが、地域の保護者の皆さんでもいろいろ心配されているというふうに思いますので、後々に問題ないように万全の対応をしていただくことを、まず要望しておきたいと思います。私ども、委員会にメンバーがいませんのでここでいろいろお尋ねをしたところであります。

佐藤 清議長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 61 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 62 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 63 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 64 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 65 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 66 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 67 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

請願第 10 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで質疑を終結いたします。

予算特別委員会設置

佐藤 清議長 日程第 39、予算特別委員会の設置についてお諮りいたします。

議第 50 号については、議長を除く 23 人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思ます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第 50 号については、議長を除く 23 人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

決算特別委員会設置

佐藤 清議長 日程第 40、決算特別委員会の設置についてお諮りいたします。

認第 1 号及び認第 2 号については、議長及び議員のうちから選任する監査委員を除く 22 人を委員に選任して構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思ひます。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、認第 1 号及び認第 2 号については、議長及び議員のうちから選任する監査委員を除く 22 人を委員に選任して構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

委員会付託

佐藤 清議長 日程第 41、委員会付託であります。

このことにつきましては、お手元に配付しております委員会付託案件表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託します。

委員会付託案件表

委員会	付託案件
総務委員会	議第 5 3 号 議第 5 4 号 議第 5 5 号 議第 5 7 号 議第 5 8 号 議第 6 5 号
文教経済委員会	議第 5 9 号 議第 6 2 号 請願第 1 0 号
厚生委員会	議第 5 1 号 議第 5 2 号 議第 5 6 号 議第 6 0 号 議第 6 1 号 議第 6 4 号
建設委員会	議第 6 3 号 議第 6 6 号 議第 6 7 号
予算特別委員会	議第 5 0 号
決算特別委員会	認第 1 号 認第 2 号

議員派遣の件

佐藤 清議長 日程第 42、議員派遣の件を議題といたします。

議員派遣の件につきましては、お手元に配付しております文書のとおり派遣することにいたしたいと思っております。

これより、議員派遣の件を採決いたします。

お諮りいたします。

議員派遣の件について原案のとおり派遣することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件につきましては、原案のとおり派遣することに決しました。

議案上程

佐藤 清議長 日程第 43、議案第 9 号を議題といたします。

議案説明

佐藤 清議長 日程第 44、議案説明であります。

ただいま議題となっております議会案第 9 号については、会議規則第 37 条第 2 項の規定により提案理由の説明を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明を省略することに決しました。

委員会付託

佐藤 清議長 日程第 45、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会案第 9 号については、会議規則第 37 条第 2 項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議会案第 9 号については、委員会付託を省略することに決しました。

質疑、討論、採決

佐藤 清議長 日程第 46、これより質疑、討論、採決に入ります。
議会案第 9 号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議会案第 9 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議会案第 9 号は原案のとおり可決されました。

散 会 午前 10 時 24 分

佐藤 清議長 本日はこれにて散会いたします。
大変御苦労さまでした。